

(写)

龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第52号

龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例（平成28年龍ヶ崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（施設） 第3条 駅前こどもステーションの施設は、次に掲げるとおりとする。 (1) 省 略 (2) <u>保育ルーム 保護者の育児疲れ解消等を目的とする児童の一時的な保育を提供する施設</u> （開館時間） 第4条 駅前こどもステーションの開館時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。	（施設） 第3条 駅前こどもステーションの施設は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>送迎ステーション 保護者の通勤時間が児童の通う保育所、保育園、認定こども園、幼稚園（以下「保育所等」という。）の開所時間外である児童を一時預かりし、朝夕の保育所等の開所時間内に当該児童を送迎ステーションから保育所等に送迎することで、保護者の送迎に係る負担の軽減及び保育等の需要の地域的偏在による保育所等の入所者数の均衡を図るための施設</u> (2) 省 略 （開館時間） 第4条 駅前こどもステーションの開館時間は、<u>次に掲げるとおりとする</u>。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 (1) <u>送迎ステーション</u> ア <u>基本利用 午前6時30分から午前9時30分まで及び午後4時30分から午後7時まで</u>

(休館日)

第5条 駅前こどもステーションの休館日は、次の表のとおりとする。
ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

区分	休館日
子育て支援センター	(1) 日曜日及び火曜日から木曜日まで (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) (3) 12月29日から翌年1月3日まで
保育ルーム	(1) 日曜日、月曜日、金曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用者の範囲)

第6条 駅前こどもステーションを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 省 略

(2) 保育ルーム 市内に住所を有する生後6月から3歳までの児童

2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者であっても、規則

イ 延長利用 午後7時から午後9時まで(利用希望者のある場合に限る。)

(2) 子育て支援センター 午前10時から午後4時まで

(休館日)

第5条 駅前こどもステーションの休館日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用者の範囲)

第6条 駅前こどもステーションを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 送迎ステーション 市内に住所を有し、市内の保育所等に在所している満2歳以上の児童であって、保護者の通勤時間等の状況により、保育所等の開所時間内に当該保護者が当該保育所等に送迎することが困難なもの

(2) 省 略

で定めるものは、駅前こどもステーションを利用することができる。

(保育ルームの利用の許可)

第7条 保育ルームを利用する者（以下「保育ルーム利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 省 略

(保育ルームの利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、保育ルーム利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) その他保育ルームの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第10条 駅前こどもステーションの使用料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 省 略

(2) 保育ルーム

区分	使用料
<u>2時間まで</u>	<u>300円</u>
<u>最初の2時間を超え30分増すごとに</u>	<u>150円</u>
<u>複数の児童を預ける場合</u>	<u>2人目から上記使用料の2分の1</u>

(使用料の減免)

(送迎ステーションの利用の許可)

第7条 送迎ステーションを利用する者（以下「送迎ステーション利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 省 略

(送迎ステーションの利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、送迎ステーション利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) その他送迎ステーションの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第10条 駅前こどもステーションの使用料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 送迎ステーション

ア 基本利用 月額2,000円。ただし、1日のみの利用のときは、1日当たり200円

イ 延長利用 1時間当たり200円

(2) 省 略

(使用料の減免)

第11条 <u>前条第2号</u> の規定にかかわらず、市長は、 <u>保育ルーム利用者</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 省 略 (2) 省 略	第11条 <u>前条第1号</u> の規定にかかわらず、市長は、 <u>送迎ステーション利用者</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 省 略 (2) 省 略
---	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、利用の許可の手続その他保育ルームの利用のために必要な準備行為を行うことができる。